

一般社団法人防衛施設学会細則

平成28年3月1日制定

一般社団法人防衛施設学会（以下「学会」という。）の運営に関しては、一般社団法人防衛施設学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 会員

（入会手続き）

第1条 定款第5条に定める会員の入会の基準等は、次のとおりとする。

1 正会員の資格等

次のいずれかに該当し、理事会が適当と認める者

- (1) 防衛施設関連業務に携わってきた者
- (2) 土木、建築、設備、通信、危機管理、防災、防犯、エネルギー等の実務者及び研究者
- (3) 法人会員は、学会に対する代表者1名を定めるものとし、その者は正会員として入会することができる。

2 入会の申込

- (1) 学会に入会しようとするときは、一般社団法人防衛施設学会入会申込書（別記様式1（正会員用）、別記様式2（法人会員用）又は別記様式3（学生会員用））に所要の事項を記入し、理事長に提出するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき入会の申し込みがあったときは、理事会は速やかに審査等を行い入会の可否を決定し、理事長が当該申込者に通知するものとする。

（会員の待遇）

第2条 定款第9条に定める会員の待遇は、次のとおりとする。

- (1) 研究成果を学会誌その他の刊行物又は研究発表会において発表すること。
- (2) 学会が行う展示会等に出展すること。
- (3) 学会が行う研究発表会、講演会、講習会、見学等の行事に参加すること。

- (4) 学会保管の図書、その他資料を閲覧すること。
- (5) その他理事会が認める待遇。

第2章 会費

(会費)

第3条 定款第8条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の年会費 4,000円
- (2) 法人会員の年会費 50,000円
- (3) 学生会員の年会費 1,000円
- (4) 細則第1条第1項第3号に該当する正会員は会費を免除する。

2 学会は、総会の議決を経て前項以外の臨時会費及び拠出金を徴収することができる。

(会費の免除)

第4条 名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

(納付)

第5条 会費は、原則として1事業年度分前納とする。

第3章 総会

(議事録)

第6条 定款第24条2項に定める議事録の署名人は、議長並びに当該総会に出席した理事及び監事の中からそれぞれ1名を選出するものとする。

第3章 役員

(理事の職務及び職務分担等)

第7条 定款第28条に定める理事の職務分担は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事等
 - ア 理事長 1名
 - イ 副理事長 1名
 - ウ 常務理事 (総括担当) 1名
 - エ 常務理事 (事務局担当) 1名
- (2) 理事 5名以内

第4章 会務

(委員会の設置)

第8条 学会の会務を執行するために、次の委員会を設置する。

- (1) 調査研究委員会
- (2) 技術評価委員会
- (3) 出版委員会
- (4) 企画委員会
- (5) 広報委員会

- 2 理事長は、会務を執行するため必要があるときは、前項の委員会以外に理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 3 委員長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、会務を執行するため必要があときは、理事会の承認を得て各委員会に部会を置くことができる。委員会部会に関する規程は、一般社団法人防衛施設学会運営規程（以下「運営規程」という。）に定める。

第5章 事務局

(設置等)

第9条 定款第43条に定める学会の事務局の事務は、常務理事（事務局担当）が兼務し掌理する。

- 2 事務局に置く職員の任免、服務及び給与その他必要な事項については、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の管理方法)

第10条 学会の資産の管理方法は、一般社団法人防衛施設学会会計規程（以下「会計規程」という。）に定める。

(決算書の作成)

第11条 定款50条で定める貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の付属明細書の書類の作成方法は、会計規程に定める。

(暫定予算)

第 12 条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

- 2 前項の規定により編成した暫定予算は、事前又は事後において理事会の承認を受けなければならない。

第 7 章 補則

(運営規程等)

第 13 条 この細則施行に必要な規程は、運営規程及び会計規程で定める。

(細則の変更)

第 14 条 この細則の変更は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 細則第 1 条第 2 項に定める会員の入会手続きは、旧防衛施設学会の会員で継続して入会を希望する者は、入会のための手続きは必要ないものとする。
- 2 この細則は、学会の設立の登記の日(平成 28 年 3 月 1 日)から施行する。

一般社団法人防衛施設学会 電話：03-6273-0328
 FAX：03-3292-1485
 メール：gakkai@jsdfe.org

正会員 入会申込書／変更届出書

一般社団法人防衛施設学会
 代表理事（理事長） 殿

推薦者 (正会員)	印
	印

申込日／届出日：西暦 年 月 日

ふりがな 氏名	姓	名	印
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)		
連絡先	〒 電話： 携帯電話： FAX： メール：		
所 属	所属名（企 業・団体 等）	法人会員 の代表者 (○印)	・ 該当
	部・課・ 職名等		
	所在地	〒 電話： FAX： メール：	
	事業内容		
職 種	1 大学 2 その他学校 3 官庁 () 4 法人 () 5 建設業 6 専門工事業 7 建設コンサルタント 8 土木調査設計 9 建築調査設計 10 設備調査設計 11 材料／機械・機器メーカー 12 その他 ()		
学 歴	学校名	卒業・ 終了年	年
	学部・学科		年
	大学院		年
防衛施設等 に関する業 務の経験			
専門分野 (○印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築 ・ 土木 ・ 電気 ・ 機械 ・ 航空 ・ 化学 ・ 通信 ・ 情報 ・ 防災 ・ 防犯 ・ 火薬類 ・ 環境 ・ 衛生 ・ 動植物 ・ 安全保障 ・ 人文社会 ・ 地球物理 ・ 行政 ・ その他 () 		

備考： 1 氏名及び所属名については、学会誌等に記載します。
 2 年会費 4,000円。ただし、法人会員の代表者に該当する場合は年会費を免除します。

一般社団法人防衛施設学会 電話：03-6273-0328
 FAX：03-3292-1485
 メール：gakkai@jsdfe.org

法人会員 入会申込書／変更届出書

一般社団法人防衛施設学会
 代表理事（理事長） 殿

申込日／届出日：西暦 年 月 日

ふりがな 名称	
所在地	〒 電話： FAX：
代表者 (連絡担当)	ふりがな 氏名： 電話： メール： 携帯電話：
事業内容	
業種 (○印)	1 学校等 2 建設業（・建築 ・土木 ・機械 ・電気 ・通信 ・その他 ） 3 建設コンサルタント 4 建築設計事務所 5 設備設計事務所 6 通信設計事務所 7 製造業（・建材 ・管材 ・電材 ・機械 ・機器 ・その他 ） 8 電力関係 9 官庁（ ） 10 法人（ ） 11 研究所（ ） 12 その他（ ）
防衛施設等に 関する業績 ※	
その他特記 事項 ※	

- 備考： 1 名称、代表者（連絡担当）氏名及び電話番号については、学会誌等に記載します。
 2 年会費 50,000円
 3 ※については、必ずしも記載の必要はありません。

